

障がい者芸術文化祭参加団体募集要領

1 日時

令和元年 10 月 12 日（土） 10：00～16：00

令和元年 10 月 13 日（日） 10：00～16：00

2 開催場所

松山大街道商店街アーケード内道路上

3 実施内容

(1)ステージ発表

①募集団体 ステージパフォーマンスができる事業所等

②募集数 12 日：5 団体程度・13 日：2 団体程度

③出店について

○特設ステージ（幅 5,400mm×奥行 3,600mm×高さ 200mm）を設けます。

○音響機器（オペレーター付き）を設けます。演奏に必要な楽器、音源等は各団体様にてご準備ください。

④注意事項

※ ステージ発表の進行具合により、出演を調整させていただく場合があります。ご了承ください。

(2)商品販売

①募集団体 雑貨、加工食品、農産物などを販売できる事業所等

②募集数 20 団体程度

③出店について

○1 事業所あたり 1 ブース（幅 2,000mm×奥行 2,000mm）のスペースをご提供します。

○ブースには、長机 1 台（幅 1,800mm×奥行 450mm×高さ 700mm）、椅子 2 脚を主催者側で準備いたします。その他の展示装飾物は各団体様にてご準備ください。

④注意事項（※別紙出店要項を必ずお読みください）

※ 出店は 2 日間連続出店される団体様を優先させていただきます。

※ 冷凍庫又は冷蔵庫の使用が必要な商品は販売できません。

※ 販売商品や会場等の都合によって、出店を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※アーケード内への車両の乗入れ販売(キッチンカー販売等)はできません。

(3)作品展示

①募集団体 絵画や書、手芸、工芸品等の作品を展示できる事業所等

②募集数 10 団体程度

③展示方法について 段ボール展示パネルを使用します。

④注意事項

※展示は 2 日間連続を原則とします。困難な場合はご相談ください。

※アーケード内への車両の乗入れ展示はできません。

(4)ライブアートパフォーマンス

- ①募集团体 ライブペインティングなどのパフォーマンスを披露したいパフォーマーがいる事業所等
- ②募集数 5団体程度
- ③パフォーマンスについて 実施方法については別途ご相談させていただきます。
- ④注意事項
※床が汚れる可能性がある場合はシートなどで養生してください。

(5)障がい者アート体験

- ①募集团体 障がい者アートを一般の方が体験出来るものをお持ちの事業所等
- ②募集数 5団体程度
- ③体験内容について 実施方法については別途ご相談させていただきます。長机（幅1,800mm×奥行450mm×高さ700mm）、椅子を主催者側で準備することは可能です。その他の材料については各団体様にてご準備ください。
- ④注意事項
※床が汚れる可能性がある場合はシートなどで養生してください。

4 募集説明会

8月20日（火）に愛媛県美術館新館研修室において募集説明会を開催します。

開催日時：8月20日（火）14：00～15：00

開催場所：愛媛県美術館新館 2階 研修室

説明内容：

- ・障がい者芸術文化祭参加団体募集に係る概要説明
- ・質疑応答

5 参加団体の決定及び事前説明会

8月下旬までに参加団体を決定した後、通知いたします。9月下旬に参加団体を対象とした事前説明会を行いますので、団体の代表者は参加をお願いします。

6 経費等

参加料は不要ですが、参加に関わる経費（旅費、食事代、備品・展示物の運送料等）は、参加団体でご負担ください。

なお、当日の駐車場につきましては、愛媛県身体障がい者福祉センター（松山市道後町2丁目12番11号）の駐車場を無料でご利用いただけます。

7 応募方法

申込書（別紙様式1 ステージ発表用、別紙様式2：商品販売用、別紙様式3：作品展示用、別紙様式4：ライブアートパフォーマンス用、別紙様式5：障がい者アート体験用）に必要事項を記入の上、令和元年8月23日（金）までに、愛媛県障がい者アートサポートセンターへFAX、郵送、メール、持参のいずれかの方法により提出してください。（FAXで提出される場合は、電話をください。）

8 今後のスケジュール

- 8月20日(火) 募集説明会
- 8月23日(金) 申込締切
- 8月下旬 参加の可否のご連絡
- 9月下旬 事前説明会 (全参加団体対象)

9 お申込み、お問い合わせ

〒790-0483 松山市道後町2丁目12-11

社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 愛媛県障がい者アートサポートセンター

TEL : 089-924-2170 FAX : 089-923-3717 E-mail : art-support@ehime-swc.or.jp

障がい者芸術文化祭商品販売出店要項

- 出店料及び販売マージンは必要ありません。
- 出店は2日間連続を原則とします。困難な場合は愛媛県障がい者アートサポートセンターへご相談ください。
- 販売イベントの開催時間は、両日とも10:00~16:00の予定です。
- 商品の搬入・陳列・販売・搬出は、すべて団体様側にて行っていただきます。
(主催者及び会場店舗への販売委託はできません)
- 販売方法は、各団体様での対面販売となりますので、販売スタッフをご用意ください。
- 出店にあたり申請した品目以外の販売(追加品目販売)はできません。
- 出店ブースの設置物の高さは1.8mを上限とし、テントや周囲を覆うレイアウトはできません。
- アーケード内の車両の乗り入れはできません。
- 生鮮食品(生肉・鮮魚)・酒類の販売はできません。
- ブース設置場所の指定・変更はできません。
- 床が汚れる可能性がある場合はシートなどで養生してください。
- 炭火の使用は禁止します。
- 火器(発熱電気製品含)を使用する場合は、業務用の粉末消火器を設置してください。
- ガスコンロをテーブル等の上に設置する場合は、耐火ボードを敷いてください。
- 直接、食品に触れる場合は、ナイロンの手袋を使用、必ず消毒液を常備してください。
- 金銭の授受、釣銭の準備、代金の管理等は、各団体様ごとに責任をもって行ってください。
- 冷凍庫又は冷蔵庫の使用が必要な商品は販売できません。
- 電源は準備しておりません。(販売上どうしても必要な場合はご相談ください)
- 定数を超える申込みがあった場合や、販売商品・会場店舗の都合等により、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。
- 会場店舗のルールに従い、搬入・販売・搬出の実施をお願いします。ルールを逸脱した行為はお客様からのクレームの原因となりますので、絶対行わないようにお願いします。
- 出店団体様には、申込み後に改めて出店要項を配布しますので、搬入搬出の日時、経路等の詳細についてはその際にご確認ください。
- 保健所への【食品販売等臨時出店報告書】の作成、提出は主催者にて行いますが季節がら食品の安全面、衛生面に細心の注意をしてください。